

レンタル約款

お客様が、モニック株式会社(以下:弊社)のレンタル商品をご利用される際には、以下のレンタル約款の項目についてご了承頂いたものといたします。

1. レンタル商品は弊社がこのレンタル約款に基づいてお客様にお貸しするものです。
2. レンタル期間は、商品がお客様のお手元に渡った時から、弊社の手元に戻るまでの期間とします。
3. レンタル期間の延長は、レンタル期間の終了前に弊社の承諾がない限りできません。また、弊社の承諾によりレンタル期間が延長になった場合は弊社規定の延長料金を頂きます。
4. 弊社業務におけるレンタル期間の単位は、1週間。表示料金は1週間料金となります。
5. レンタル商品につきましては、お客様のお手元に届き次第ご点検ください。お届けした日にお客様からのご連絡がない場合、そのレンタル商品は正常なものと判断させていただきます。
6. お客様が商品の使用・設置・保管中に生じた事故などの被害、または第三者に与えた損害について、弊社は一切責任を負いません。
7. 商品のご予約後及び納品後(発送後)のキャンセルについては、弊社規定のキャンセル料金にて精算させていただきます。また、レンタル商品の返却を遅滞された場合は弊社規定の料金を頂きます。
8. レンタル商品は、その使用目的にあった通常の用法でご使用ください。なお、弊社はレンタル商品の確認・点検をいつでもできるものとします。
9. レンタル商品の第三者使用や譲渡・質入・転貸・占有等を行うことはできません。また、レンタル商品を許可なく改装・改造することはできません。
10. レンタル商品について第三者の差押、または権利主張の発生のおそれがある場合は直ちに弊社にその旨を通知して頂きます。
11. 返却時に通常使用の消耗以上に商品が損傷し修理を必要とする場合には、修理代金に相当する金額、または新規購入に要する費用を弁償して頂きます。
12. レンタル商品が盗難、火災事故にあった場合は、必ず盗難証明・被災証明を添えてご報告ください。原則、お客様事由によるレンタル商品の紛失の場合や証明書がない場合は紛失したレンタル商品と同等の現物もしくは相当する金額にて弁償して頂きます。
13. お客様が万が一この約款に違反した場合、弊社は特別の通知、催告なしで、レンタル契約を解除できるものとします。この場合、お客様には直ちにレンタル商品を返却させていただきます。なお、商品のレンタル料金及び商品は弊社へ返却されるまでの期間の料金を追加で頂きます。
14. 弊社がお客様より申込みを受けた後でも、弊社所定の信用調査の結果、商品の貸出をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。